小田原市パートナーシップ登録制度
利用ガイドブック

２０２１年（令和３年）３月発行
Ver.１．１

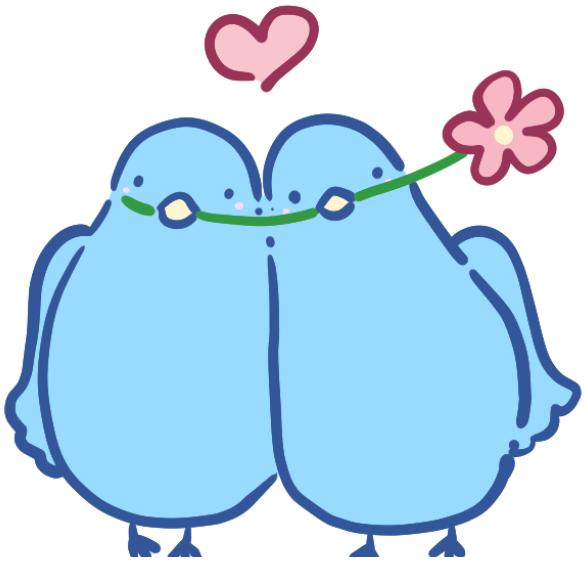

小田原市　市民部　人権・男女共同参画課
〒２５０－８５５５　小田原市荻窪３００番地
ＴＥＬ　０４６５－３３－１７２５

登録をお考えのカップルのみなさまへ

小田原市は、第５次小田原市総合計画「おだわらＴＲＹプラン」の施策方針で、誰もが尊重し合い、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざすと定めています。

この総合計画の下で策定した「小田原市人権施策推進指針」の基本理念は、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりです。

これらの方向性のもとに、平成３１年４月１日から、日常生活において相互に協力し合い、継続的に同居して共同生活を行うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象に、お互いを人生のパートナーとして市に登録する「小田原市パートナーシップ登録制度」を導入しました。

この制度の特徴は、当事者の方が、お互いがパートナーである事実を市に申請し、市は登録簿にその情報を登録することです。宣誓はあえて要件とはしておりません。

そして登録した事実について、証明書を発行できる制度です。

パートナーシップ登録をしたからといって、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。しかし、行政がその関係を尊重することに、この制度の大きな意義があるものと私たちは考えています。パートナーシップ登録制度が、様々な生きづらさを抱える性的マイノリティのカップルにとって、差別や偏見の解消、暮らしやすさの保障につながり、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会の実現への礎になることを期待します。

登録手続きの流れ

電話やメールで事前連絡・調整

事前に人権・男女共同参画課まで連絡をしてください。申請日・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

・連絡先　　人権・男女共同参画課
・電話　　０４６５－３３－１７２５
・E-mail　　jinken@city.odawara.kanagawa.jp
・申請日時　　土・日・祝日・年末年始を除く毎日（９時から１７時まで）
・申請場所　　プライバシーへの配慮から、個室での受付もできます。ご希望の方はお申し出ください。

登録申請　　証明書の交付申請

予約日時・場所に、お二人そろってお越しください。
必要書類をご持参ください。

内容確認

本人確認、申請内容の確認、要件を満たしているかの確認を行います。

登　録

パートナーシップ登録簿に申請内容を記載します。

証明書・証明カードの交付

・希望者には、登録証明書（A4 判・カード型）や登録事実証明書を発行することができます。
・証明書発行手数料として１件につき 300 円をいただいています。
（生活保護を受けている方は、発行手数料が無料になる場合があります。）
・交付申請書を受理した際に、市から申請者に納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関等で手数料を納付してください。納付が確認され次第、発行手続きを進めます。
・郵送を希望される場合は、申請書を提出する際に、切手代をお預かりします。
・交付申請から交付までは、手数料の納付があってから、概ね１週間程度のお時間をいただいております。

登録を申請することができる方

パートナーシップ登録をするには、次の条件を全て満たしている必要があります。

（1）両名ともまたはどちらかが性的マイノリティのカップルであること

（2）両名とも成年であること（民法第４条に準ずる。）

（3）お二人とも小田原市にお住まいであるか、どちらか一方が小田原市にお住まいでもう一方が市内への転入を予定していること

（4）結婚していないこと

（5）登録される方以外の方とパートナーシップ関係にないこと

（6）近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと

登録申請の際にご用意いただくもの

（1）登録申請書（登録証明書等交付申請書を兼ねています）

（2）住民票の写しなど現住所が分かる書類

（3）戸籍抄本など独身であることがわかる書類

（4）運転免許証、パスポート、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カードなど、本人確認をするため、本人の顔写真が添付されたもの

※　上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

登録後について

（1）証明書の交付について

ア　パートナーシップ登録証明書

登録者の申請により、登録簿に記載されたことを証明する書面を発行します。

登録申請書は発行申請書を兼ねていますので、登録の際にお申込みいただけます。

Ａ４判の証明書と、携帯用のカード型証明書の２種類があります。

発行手数料は１通につき 300 円です。

（生活保護を受けている方は、発行手数料が無料になる場合があります。）

イ　登録に関する事実証明書

（ア）登録した事実についての証明

登録者の申請に基づき、登録簿に登録されている情報を証明する書面を発行することができます。民間サービスを利用するときなど、第三者にパートナーシップ登録をしている事実を証明する際に利用するものです。

パートナーシップ登録から年月が経過した場合でも、登録事実に関する変更届により登録内容を更新することで、その時点におけるお二人の関係を証明することができます。

（イ）登録を削除された事実の証明

登録後、契約した民間サービスを解約するときなど、第三者に登録を削除した事実を証明する必要がある場合に使用するものです。

登録証明書の再交付について

登録者の申請に基づき、紛失、毀損、汚損等の事情がある場合、登録証明書の再発行を申請することができます。１通につき 300 円の再交付手数料がかかります。

申請の際には、本人確認のための書類が必要です。運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カードなど、本人確認をするため、本人の顔写真が添付されたものをお持ちください。

（２）登録事項の変更について

次の場合は、届出が必要です。

・住所や氏名が変わった場合や、結婚をした場合など、申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき
・パートナーシップ関係が解消されたとき
・市外に転出したとき
・登録者の一方が死亡したとき

届出は登録者の一人（または二人）で行うことができます。

（３）登録の抹消について

次の場合、パートナーシップ登録簿からデータが抹消されます。

・パートナーシップを解消した場合や市外に転出をした場合、登録者の届出により登録が抹消されます。ただし、転勤や親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出する場合は、抹消の対象となりません。
・登録後、５年に１回実施するアンケート等により、登録内容に基づく事実がないと認める相当の理由があるとき、市長の職権で登録が抹消されます。
・登録要件を欠いたとき、虚偽その他不正な方法により登録を受けたとき、登録証明書又は事実証明書を不正に利用した時、登録者からの届出がなくても市長は登録を抹消します。

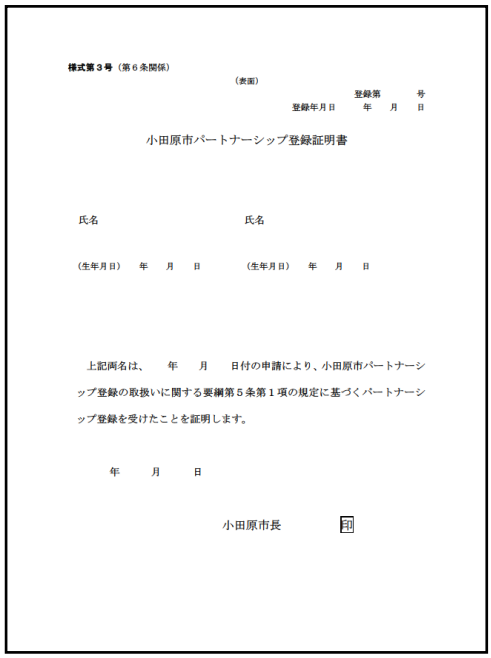

様式第３号（第６条関係）

（表面）

登録第　　号
登録年月日　　年　月　日

小田原市パートナーシップ登録証明書

氏名　　氏名

（生年月日）　年　月　日　　（生年月日）　年　月　日

上記両名は、　年　月　日付の申請により、小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第５条第１項の規定に基づくパートナーシップ登録を受けたことを証明します。

年　月　日

小田原市長　　印

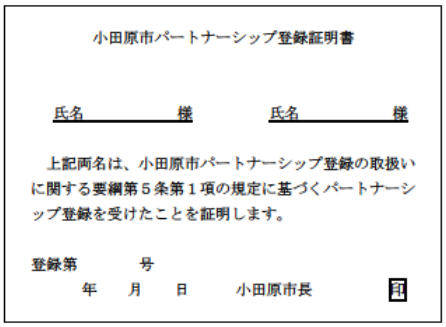

小田原市パートナーシップ登録証明書

氏名　　様　　氏名　　様

上記両名は、小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第５条第１項の規定に基づくパートナーシップ登録を受けたことを証明します。

登録第　　号
年　月　日　　小田原市長　　印

Ｑ＆Ａ

Ｑ１　登録の際や登録後、プライバシーは守られるのでしょうか？

Ａ　申請の時は、プライバシー保護のため、希望があれば個室で対応します。
申請書類や記載内容等の秘密は必ず守られます。登録簿は、限られた職員が施錠された保管庫で管理します。パートナーシップ登録を行ったことによって、登録者の秘密が明らかにされることはありません。不安なことや不明な点があれば、お気軽にご相談ください。
ただし、行政サービスの中には、関係者への情報提供が必要になることもあります。

Ｑ２　パートナーシップ登録は結婚とどう違うのでしょうか？

Ａ　婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Ｑ３　制度を利用する際に、費用はかかりますか？

Ａ　登録申請書を提出する際に費用はかかりませんが、申請の際に提出していただく必要書類の交付手数料は自己負担となります。また、登録証明書の交付を受ける場合は１通につき300円の手数料が発生します。
（生活保護を受けている方は、発行手数料が無料になる場合があります。）

Ｑ４　小田原市民でなくても利用できますか？

Ａ　申請時に、登録者のどちらかが小田原市民である必要があります。また、登録後、もう一方の方には市に転入し同居していただくことが必要になります。

Ｑ５　登録申請の時点で同居していなければ利用できないのでしょうか？

Ａ　同居しているか、同居の約束をしていることが申請条件です。

Ｑ６　成年に達した者とは何歳ですか。

Ａ　満２０歳以上です。民法の改正により令和４年（２０２２年）４月１日以降は満１８歳以上となる予定です。

Ｑ７　養子縁組をしていると利用できないのでしょうか

Ａ　登録者同士が養子と養親の関係にある場合、養子縁組を解消した場合でも、登録申請はできません。

Ｑ８　通称使用はできますか

Ａ　今の制度では利用できません。

Ｑ９　　証明書はすぐに発行されますか

Ａ　事務手続きに、納付の確認をしてから１週間程度を必要とします。

Q10　　証明書はどこで利用できますか

Ａ　税証明の発行や、県営住宅への入居に際して使用することができます。市では、今後も証明書を提示することで利用できるサービスを増やしていくと共に民間事業者や市民の皆様に対しても、証明書の利用等について、周知啓発を進めて参ります。なお、行政サービスの中には、必ずしも証明書の提示がなくても既に利用できるものもございますので、裏面の一覧でご確認ください。

Q11　　ほかの人に代理で申請をしてもらえますか。

Ａ　登録申請には、登録希望者がお二人そろってお越しいただく必要があります。

Q12　　登録は何年間有効でしょうか？

Ａ　登録は、最初の登録日から３０年間です。

Q13　　なりすましや偽装等の悪用をされませんか？

Ａ　登録の申請には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

また、登録要件に該当しない場合や、不正使用が発覚した場合は、登録を抹消します。

なお、不正の発覚により、登録を抹消した場合には、それまで受けていた行政サービスをただちに受けられなくなることがあり、罰則規定がある行政サービスもあります。

Q14　　市外に転出するときは、手続きが必要でしょうか？

Ａ　変更届を提出していただきます。お二人そろって市外に転出した場合、登録は失効しますが、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、登録は継続されますので、ご相談ください。

Q15　　パートナーシップを解消した場合、手続きが必要でしょうか？

Ａ　パートナーシップを解消した場合や、不幸にして相手と死別した場合は変更届を提出してください。

Q16　　登録内容に変更があったのに変更届が提出されない場合は、どうなるのですか？

Ａ　登録情報は現在のパートナーシップの状況を証明するものなので、変更が生じた場合には、変更届を提出していただくことになります。また、5 年に１回のアンケート調査にご協力いただくことになっておりますので、調査において登録を継続するために必要な実態がない場合は、登録を抹消させていただくこともあります。

行政サービスの中には、適宜、家族状況などの実態調査を行っているサービスもあります。

参考　小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第５次小田原市総合計画「おだわらＴＲＹプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、日常生活において相互に協力し合い、継続的に同居して共同生活を行うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、両者の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして市に申請する登録事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　性的マイノリティ　典型的とされない性自認や性的指向を持つ者

(2)　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をし、又は継続的に共同生活をすることを約束した２人の成人（民法（昭和２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達した者をいう。以下同じ。）間における社会生活関係

(3)　共同生活　日常生活において、複数の人間が、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合うこと。

(4)　パートナーシップ登録　小田原市パートナーシップ登録簿（様式第１号。以下「登録簿」という。）への登録を希望するカップルの申請について、市長が第５条第１項の規定による登録を行うこと。

（申請者の要件）

第３条　パートナーシップ登録をすることができる者は、パートナーシップにある者であって次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 一方又は双方が性的マイノリティのパートナーシップであること。

(2) 双方が民法第４条の定める成年に達していること。

(3) 双方が市内在住又はその一方が市内在住でもう一方が市内への転入を予定していること。

(4) 双方に配偶者がいないこと。

(5) 双方にそれ以外の者とのパートナーシップがないこと。

(6) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族等）でないこと。

（申請方法）

第４条　パートナーシップ登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、小田原市パートナーシップ登録申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）にパートナーシップにある者の所定の事項をそれぞれ自署し、当該申請時に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する場所に申請者双方が同時に来庁して申請する。

(1) 申請者の住民票の写し(申請者本人分)その他の現住所を確認できる書類

(2) 申請者の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他の独身であることを確認できる書類

(3) 前２号に揚げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方がこれを提出することができない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

３　申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

（パートナーシップ登録）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請について、申請者がパートナーシップにあると認めるときは、当該パートナーシップについて登録簿に登録するものとする。

２　申請書の受領は、市長が指定する場所において行う。

３　市長は、申請書を受領するにあたり、次に掲げる書類のいずれかの提示を求め、申請者が本人であることを確認する。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 個人番号カード

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、申請者の顔写真が添付されたもの

４　前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

（登録証明書等の交付等）

第６条　市長は、パートナーシップ登録をしたカップルに対し、小田原市パートナーシップ登録証明書（様式第３号。以下「登録証明書」という。）及び携帯カード型小田原市パートナーシップ登録証明書（様式第３号の２。以下「携帯カード」という。）を交付する。

２　登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書及び携帯カードの再発行を求めるときは、小田原市パートナ

ーシップ登録証明書等再交付申請書（様式第４号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に申請する。

（登録の事実に関する証明等）

第７条　登録者が、パートナーシップ登録を受けたとき又は抹消された事実について証明を求めるときは、小田原市パートナーシップ事実証明書交付申請書（様式第５号。以下「事実証明書交付申請書」という。）により、小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書（様式第６号。以下「事実証明書」という。）の交付を受けることができる。

２　登録者が、紛失、毀損等の事情により事実証明書の再発行を求めるときは、再交付申請書により、市長に申請する。

（登録事実の変更）

第８条　登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小田原市パートナーシップ登録事実に関する変更届（様式第７号。以下「変更届」という。）により、登録者の一方又は双方が第５条第２項に規定する場所に来所して、市長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。

(2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。

(3) 登録者のいずれかの者が市外へ転出したとき。

(4) 登録者のいずれかの者が死亡したとき。

２　登録者が前項第２号から第４号にまでの規定に基づく届出を行うときは、交付された登録証明書、携帯カード及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項第３号に該当する場合であって、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

（登録の変更、抹消等）

第９条　市長は、前条第１項第１号に基づく届出を受理したときは、登録簿の記載内容を変更する。

２　市長は、前条第１項第２号から第４号までの規定に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を抹消する。ただし、前条第２項ただし書に規定する一時的な転出に該当する場合は、この限りでない。

３　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を抹消することができる。

(1) 第３条各号（第２号及び第６号を除く。）に定める要件を欠いたとき。

(2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。

(3) 登録証明書、携帯カード又は事実証明書を不正に利用したとき。

(4) 第３条第１項第３号に該当する場合において、市内への転入を予定している申請者が相当期間を経過してもなお転入しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

４　前２項の規定によりパートナーシップ登録を抹消された者は、交付された登録証明書、携帯カード及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

（本人確認）

第１０条　第６条第１項の登録証明書及び携帯カードの交付を受けるとき、同条第２項の再交付申請書を提出するとき、第７条第１項の事実証明書交付申請書を提出しその交付を受けるとき及び第８条第１項の変更届を提出するときは、本人確認のため、申請者は、第５条第３項各号に掲げる書面を提示しなければならない。ただし、各種証明書の交付を郵送で受ける場合は、この限りでない。

（登録情報の保存）

第１１条　パートナーシップ登録簿の保存期間は、３０年間とする。

（委任）

第１２条　この要綱の施行について必要な事項は、市民部人権・男女共同参画課長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

参考　性的マイノリティの方に関する行政サービスの例

令和３年（2021 年）４月１日現在

【パートナーシップ登録が必要なサービス】

項目		お問合せ先
税証明書	登録証を提示していただき、現在も有効な証明書であることが確認できれば、親族として対応します。	資産税課 電話 33-1361
市営住宅	登録証明書・事実証明書を提出することで、市営住宅の入居資格の一つである同居親族として対応します。	建築課 電話：33-1553
県営住宅	小田原市内にある神奈川県の県営住宅について、市営住宅と同様の制度があります。	神奈川県公共住宅課 電話 045-210-6543

【パートナーシップ登録が無くても利用できるサービス】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>お問合せ先</th></tr>
<tr><td>市立病院</td><td colspan="2">手術同意、付き添い、病状説明などは、登録の有無に関わらずご相談ください。</td><td>市立病院
医事課
電話 34-3175</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市営墓地</td><td>墳墓の新規受付</td><td>市に１年以上在住の方で、墳墓の祭祀を主宰すべき方であれば、登録の有無に関わらず申込むことができます。</td><td rowspan="2">みどり公園課
電話 33-1583</td></tr>
<tr><td>墳墓の承継</td><td>遺言などにより、使用者から墳墓の祭祀を承継すべき者として指定されていることが確認できる場合は、承継することができます。</td></tr>
<tr><td>生活保護</td><td colspan="2">生活保護の利用は、世帯の人数を基に保護費が算定されるので、登録の有無に関わらず認定されます（どちらかが主で他方が同居人になります。主がなくなれば同居人は単身世帯として認定されます）。</td><td>生活支援課
電話 33-1463</td></tr>
<tr><td>国民健康保険証
限度額適用認定証
特定疾病療養受療証</td><td colspan="2" rowspan="2">「性同一性障害」であると診断された方は、お申し出により、性別表記を裏面に記載することが可能です。</td><td>保険課
電話 33-1845</td></tr>
<tr><td>介護保険証
負担割合証
負担限度額認定証</td><td>高齢介護課
電話 33-1827</td></tr>
</table>